

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 大島利彦

#### 一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百五十四号 入間郡三芳町竹間沢東地先から川越市大字福田地

先まで

入間郡三芳町大字竹間沢地先から川越市新宿町二

丁目地先まで

二百九十九号 狹山市大字笹井地先から同市大字笹井地先まで

狹山市根岸一丁目地先から同市根岸一丁目地先ま

で

四百七号 狹山市大字下広瀬地先から同市根岸二丁目地先ま

で

四百六十三号 富士見市大字南畑新田地先から同市大字南畑新田

地先まで

富士見市大字下南畑地先から同市大字下南畑地先

まで

所沢市大字坂之下地先から同市林三丁目地先まで

所沢市大字北秋津地先から同市西所沢一丁目地先

まで

川越所沢線 川越市新宿町三丁目地先から所沢市大字下安松地

先まで

川越入間線 川越市大字今福地先から狭山市大字水野地先まで

川越市宮元町地先から同市大字府川地先まで

川越日高線 川越市大字小仙波地先から同市大字笠幡地先まで

所沢市大字下安松地先から同市大字下安松地先ま

で

川越坂戸毛呂山線 川越市連雀町地先から同市大字下広谷地先まで

川越市連雀町地先から同市大字下広谷地先まで

所沢狭山線

狭山市大字南入曽地先から同市入間川三丁目地先まで

川越上尾線

川越市松江町一丁目地先から同市大字中老袋地先まで

さいたまふじみ野

川越市大字渋井地先からふじみ野市鶴ヶ舞二丁目地先まで

所沢線

所沢市大字松郷地先から狭山市狭山地先まで

所沢堀兼狭山線

狭山市大字根岸地先から同市大字根岸地先まで

日高狭山線

狭山市大字根岸地先から同市大字根岸地先まで

ふじみ野朝霞線

ふじみ野市旭一丁目地先から同市旭一丁目地先まで

三芳富士見線

入間郡三芳町大字藤久保地先から同郡同町大字藤久保地先まで

馬引沢飯能線

狭山市大字根岸地先から同市大字根岸地先まで

堀兼根岸線

狭山市大字上奥富地先から同市大字上広瀬地先まで

## 二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

## 三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

## 四 占用の制限の開始の期日

平成二十九年四月一日